平成２１年（フ）第３２５号
滋賀県守山市播磨田町155番地12、前住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目10番22号
債務者　柏原　陽介
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３８号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番17―101号
債務者　山田　士聞（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８４号
大津市石山寺５―７―４　ヒルスセレーノⅡ201号、住民票上の住所滋賀県彦根市平田町970番地４
債務者　關　　阿由
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０４号
滋賀県栗東市川辺480番地35
債務者　山本　正直
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０６号
大津市若葉台11番50―403号
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１６号
大津市衣川２丁目30番11号
債務者　カナメ設備こと　上林　信孝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２１号
滋賀県高島市今津町南新保443番地71
債務者　堀尾利津子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２９号
大津市長等２丁目５番16号、前住所大津市あかね町16―63
債務者　黄　　宗義
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３１号
滋賀県栗東市中沢１丁目３番28―303号
債務者　矢野　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４３号
大津市唐崎２丁目10番14―503号
債務者　清水　靖志
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４５号
大津市松山町７番28―419号
債務者　横溝　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３１号
広島県安芸郡府中町大通１丁目２番23号
債務者　長畠　龍夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３８号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目３番16号
債務者　松本　慧子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７１号
広島県廿日市市阿品台西４番22―504号
債務者　田澤　多恵
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７８号
愛媛県松山市古川西３丁目３番33号　メゾンカメリア601号
債務者　岩瀬美和子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
愛媛県松山市森松町651番地１
債務者　平岡　雅男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営住宅砥部団地37棟284号
債務者　山﨑　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４号
愛媛県新居浜市松の木町11番55号
債務者　盛中恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　松山地方裁判所西条支部